

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	税務システムの再整備等について
----	-----------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、業務委託）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	税務システムの再整備
担当課	税務課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下、「標準化法」という。)に基づき、令和7年度末までに標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下、「標準準拠システム」という。)への移行が求められている。将来的なシステムの移行を見据え、移行するまでの間は、既存の税務システムをシステムベンダが提供するパッケージシステムに再整備し、区民サービスの質を下げることなく現行の業務を行うため。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者(転出者、住民登録外課税者、特別徴収義務者、納税管理人等)
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、特別区民税・都民税(令和6年度より森林環境税を含む。以下、「個人住民税」という。)・軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務は、ホストシステムを中心に業務を行っているが、国から地方公共団体に対し、個人住民税・軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務などの標準化対象事務について、標準準拠システムの利用を義務付ける、標準化法が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までにシステムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>そのため、上記、区の現状及び国の方針等に則り、標準準拠システムへの移行を見据え、ホストシステムから区の統合基盤上に構築するパッケージシステムへの移行を行う。これに係る電算処理、当該システムのサービス提供にかかる業務委託及び当該システムの保守にかかる再委託を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>新たな税務システム(賦課・収納システム、滞納整理支援システム及び課税資料管理システム)として委託事業者にパッケージシステムを区の統合基盤上に構築させ、既存システムからデータ移行を行う。当該システムを用い、個人住民税及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>事業者に新たな税務システムを区の統合基盤上に構築させる業務委託及び当該事業者が構築したシステムを、区民サービスを低下させず安定的に利用するためのシステムのサービス提供・保守にかかる業務委託を行う。</p> <p>(3) 再委託</p> <p>現在プロポーザルで提案されている税務システムは、いずれも委託先以外が開発したシステムが含まれており、より効果的かつ効率的に業務を進めるため、当該システムの開発元に構築及び保守の一部を再委託する。</p> <p>3 単年度あたりの対象者数</p> <p>住民登録のある者、住民登録外登録者 約35万人</p> <p>※個人情報の流れは資料40-1のとおり</p>

件名 税務システムの再整備について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 軽自動車税
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 住民登録のある者、住民登録外登録者 2 記録項目 資料40-2のとおり 3 記録するコンピュータ 税務システム(委託事業者がパッケージシステムを区の統合基盤上に構築する)
新規開発・追加・変更の理由	将来的な標準準拠システムへの移行を見据え、システムベンダが提供する新たな税務システムへの移行を行う必要があるため。
新規開発・追加・変更の内容	個人住民税及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務を継続して行うために、新たな税務システムを区の統合基盤上に構築し、既存税務システムからのデータ移行を行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和5年10月(予定) 開発 令和6年1月(予定) テスト 令和7年1月(予定) 運用開始

件名 税務システムの再整備及びサービス提供・保守に係る業務の委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 軽自動車税
委託先	プロポーザルにより決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者：住民登録のある者、住民登録外登録者 情報項目：資料40-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	区統合基盤上のサーバ
委託理由	限られた期間内に、迅速かつ確実に移行するため、ICTに関する高度な専門知識と実績等を有する事業者へ構築業務を委託する必要がある。 事業者が提供する税務システムを、区民サービスを低下させず安定的に利用するため、開発事業者によるシステムのサービス提供・保守にかかる業務委託が必要となる。
委託の内容	1. 税務システム(パッケージシステム)全体の構築 2. サービス提供 3. 保守サポート 1及び3の一部を再委託する ※委託先への個人情報の提供は行わない。
委託の開始時期及び期限	令和5年10月から令和6年3月31日まで(予定)(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 税務システムの構築及び保守に係る一部業務の再委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 軽自動車税
委託先(再委託先)	【委託先】 プロポーザルにより決定 【再委託先】 上記委託先が指定
再委託に伴い事業者 に処理させる情報項目 (だれの、どのよう な項目か)	対象者：住民登録のある者、住民登録外登録者 情報項目：資料40-2のとおり
処理させる情報項目 の記録媒体	区統合基盤上のサーバ
再委託理由	導入予定の税務システムは、委託先以外が開発したシステムが含まれており、より効果的かつ効率的に業務を進めるため、当該システムの開発元に構築及び保守の一部を再委託する。
再委託の内容	1. 税務システム(滞納整理支援システム)の構築 2. 税務システム(滞納整理支援システム)の保守サポート ※再委託先への個人情報の提供は行わない。
再委託の開始時期 及び期限	令和5年10月から令和6年3月31日まで(予定)(次年度以降も、同様の再委託を行う。)
委託にあたり区が行 う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせ る情報保護対策	別紙チェックリストのとおり